

立ち直り杉並 規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、立ち直り杉並と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の多様な関係者で構成される地域支援ネットワークを創出し、刑余者等生きづらさを抱える人が自らの課題を犯罪以外の手段により解決し、立ち直ることができるよう、更生支援の仕組みを杉並区内外に構築するとともに、支援を受ける権利を擁護することにより再犯を防止し、もって地域社会に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 刑余者等生きづらさを抱える人の支援の実践者から知見及び情報を学び、共有するための学習会
- (2) 刑余者等生きづらさを抱える人の支援に資する社会資源について、理解の促進を図るための施設見学
- (3) 刑余者等生きづらさを抱える人を支援する者相互のネットワークの構築
- (4) 刑余者等生きづらさを抱える人及びその支援者に対する支援活動
- (5) 地域の一般住民に対する刑余者等生きづらさを抱える人の支援に関する広報及び啓発
- (6) 刑余者等生きづらさを抱える人の支援に関する体制構築のためのソーシャルアクション
- (7) その他本会の目的の達成に必要な活動

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した者
- (2) 賛助会員 本会の活動を賛助するために入会した者

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、会長に対して申込みを行い、その承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 既納の会費、寄付金その他拠出金は、いかなる理由があっても返還しない。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 本規約その他本会の定めに違反したとき
- (3) その他会員として不適当と認められる正当な事由があるとき

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名

(4) 監事 1 名以上

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 必要があるときは、総会の決議により、正会員以外の者を役員に選任することができる。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会費、寄付金その他の財産を管理し、収支に関する事務を行う。

4 監事は、本会の活動及び会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後、速やかに開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員の過半数から会議の目的を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的事項を示して、あらかじめ会員に通知するものとする。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 総会は、議決権を有する正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 前項の出席には、委任状を提出した代理出席及び書面その他本会が認める方法により議決権を行使した者を含むものとする。

(決議事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 会費の額の変更
- (6) 本会の解散
- (7) その他本会の運営に関する重要事項

(議決権)

第19条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、他の正会員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、代理権を証する書面（委任状）を総会の開始前までに議長に提出しなければならない。

（決議）

第21条 総会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第22条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうち総会において指名された者1名以上がこれに署名又は記名押印するものとする。

（オンライン会議システム等による総会）

第23条 第14条の規定による総会は、対面のほか、オンライン会議システム等を用いて開催することができる。この場合、オンライン会議システム等による参加を出席とみなす。

- 2 オンライン開催の場合、参加者の音声・映像等により相互に意思疎通が可能であることを確認して議事を進行する。
- 3 議決は、挙手、口頭、チャット等、参加者の意思が確認できる方法により行う。

第5章 会費及び会計

（会費）

第24条 正会員は、本会の活動に要する経費に充てるため、年会費として

- 1, 000円を納入しなければならない。
- 2 賛助会員の会費その他必要な事項は、総会の決議により別に定めることができる。
- 3 会費の受領に当たっては、必要に応じて受領書又は領収書を発行する。

（寄付金）

第25条 本会は、その目的及び活動に賛同する個人又は法人その他の団体から寄

付金を受け入れることができる。

- 2 寄付金は、一口1, 000円以上とする。
- 3 寄付金は、本会の活動資金として、適切に管理及び運用するものとする。
- 4 寄付金の受領に当たっては、必要に応じて受領書又は領収書を発行する。

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会計)

第27条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計は、毎事業年度終了後、収支決算書を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を得なければならない。
- 3 会長は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、総会に報告又は承認を求めるものとする。

(会計書類の備置き)

第28条 本会は、各事業年度に係る事業報告書、収支決算書、収支予算書、監査報告書及び会員名簿を、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の書類の保存期間は、収支決算書、収支予算書及び監査報告書については5年間、議事録については10年間とする。
- 3 正会員は、会長に対し、前2項の書類の閲覧を求めることができる。

第6章 雑則

(規約の変更)

第29条 本規約は、総会において出席した正会員の議決権の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。

(除名)

第30条 第8条の規定による除名は、総会において出席した正会員の議決権の3分の2以上の賛成をもって行うことができる。

(解散)

第 3 1 条 本会は、総会において出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第 3 2 条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の決議を経て、本会の目的に類似する団体その他適当と認められる公益的な団体に寄付するものとする。

(委任)

第 3 3 条 本規約に定めのない事項は、総会の決議を経て定める。

第 7 章 附則

- 1 本会の設立年月日は、令和 8 年 4 月 1 0 日とする。
- 2 本規約は、令和 8 年 4 月 1 0 日から施行する。
- 3 本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。
会 長 市 川 明 美
副会長 大橋 由美子
副会長 渡 辺 千 佳
会 計 白 井 啓 子
監 事 大 橋 哲
- 4 本会の最初の事業年度は、本会の設立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 本会の最初の主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。
主たる事務所 東京都杉並区和田三丁目 5 9 番 1 0 号
エレガンス東高円寺 1 0 4 オフィスOHS 気付